



長労発基0803第1号
令和2年8月3日

長崎地方最低賃金審議会
会長 松本睦樹 殿

長崎労働局長
瀧ヶ平 仁

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年6月30日付けをもって、申出代表者 全日本電機・電子・
情報関連産業労働組合連合会 西九州地方協議会 長崎地域協議会議長
川田 隆往 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1
項の規定に基づき、別添（略）のとおり長崎県電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年
長崎労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、
同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を
求める。